

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第77号	三田市市政への市民参加条例の制定について
企画広報課	三田市まちづくり基本条例第19条の規定に基づき、市政への市民参加の手續その他必要な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを推進するため、当該条例を制定しようとするもの。

【条例の内容】

1 目的（第1条）

まちづくりの原則やルールを定めるまちづくり基本条例に規定する市政への市民参加について、その手續や必要事項を定め、市民主体のまちづくりを推進することを目的とする。

2 基本原則（第3条）

①市政への市民参加が市民の多様な意見等が市政に活かされることを期して行われること。

②市政への市民参加が施策等の内容に応じて、適切な時期及び方法により行われること。

3 市長等及び市民の責務（第4条、第5条）

4 具体的な市民参加の手法等（第7条～第21条）

(1) 市長等から市民に対して意見を聴く手續（第7条～第20条）

下表の左に掲げる事項（「対象事項」といいます。）について策定等しようとするときは、下記の右に掲げる7つの手續中から適切なものを選択し、適切なタイミングで2つ以上（条例の場合は1以上）実施する。

対象事項	市民意見を聴く手續
(1) 市の憲章、宣言等	ア 附属機関により市民意見を聴く手續
(2) 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等	イ パブリックコメント手續
(3) 市政における基本的な事項を定める条例	ウ 意向調査手續
(4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例	エ ワークショップ手續
(5) 上記に掲げるもののほか、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める制度、事業等	オ 公聴会手續
	カ 意見交換会手續
	キ その他の手續

(2) 市民から市長等に対してまちづくりの提案をする手續（第21条）

10人以上の満20歳以上の在住者が市長等に対して、具体的なまちづくりに関する政策を提案することができる。

【施行期日】

平成27年1月1日